

性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続と体制強化を求める意見書

性暴力救援センター・大阪SACHICOは、病院拠点型のワンストップ支援センターとして2010年度から14年間、阪南中央病院内にて24時間体制のもと性暴力被害者の支援をおこなってきました。受けてきた電話相談件数52,198件、来所のべ件数14,610件、診療及び支援した実人数3,722人に上り、大阪府下の性暴力被害者支援において中心的な役割をはたしてきました。

このように必要不可欠な機関でありながら国や大阪府からの補助金は、運営費のごく一部でしかなく、維持費の多くを阪南中央病院が負担し、さらに不足分を寄付金等で補ってきました。医師・看護師は通常の病院の診察・看護の業務をおこないつつSACHICOでの診察に当たってきましたが、これらは善意の超過勤務で支えられていた状態です。医療現場での働き方改革もあり、一民間医療機関がすべてを負担することは困難な事態となっています。このままでは、SACHICOは2025年3月末を目処に阪南中央病院から撤退せざるを得ない状況にあり、ワンストップ支援センターが大阪府に存在しない事態になります。

また、これまで大阪SACHICOは、被害者の安心のために支援員が常に寄り添ってサポートすることを大切にしてきましたが、現状では支援員と医療者によるサポート体制を確保し続けることも困難になっています。緊急避妊薬の投与、証拠物の採取、医師による外傷の記録など、72時間以内に診察をおこなうことは必要不可欠な条件です。また、年齢、性別問わず被害者になり得ることから、産婦人科だけでなく、精神科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科等の総合的に診療が可能な医療機関であることが望ましいといわれています。

よって、以下の2項目について緊急に要請する。

- 1、2025（令和7）年3月末をもって阪南中央病院から退去を求められている性暴力救援センター・大阪SACHICOの活動拠点を大阪府の責任において速やかに確保し、運営にかかる費用を保障すること。
- 2、公的病院を拠点とするワンストップ支援センターを設置すること。公的病院外に設置する場合には、産婦人科、精神科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科等のある医療機関との連携を強化し、早期の治療が可能になるよう、体制を樹立すること。さらに、すべての医療機関との連携を強め、体制強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月4日

松原市議会